

## はじめに

2014（平成26年）年度診療報酬および2015（平成27年）年度介護報酬改定で、政府・厚生労働省は「地域包括ケアシステム」の構築に向け、法改正等を開始いたしました。ご承知のとおり、「地域包括ケアシステム」は、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防を5本の柱としています。このうち医療を除く4項目は、すべて介護保険制度および介護報酬の内容に大きく関連しています。同時に2014年10月から導入された地域医療ビジョンでは、2025年を目途とした医療法改正も実施され、入院から在宅へ患者をシフトさせる政策誘導が実施予定です。このように医療関係者にとっても、在宅医療や介護保険サービス概要を理解することが不可欠となっています。そこで、本書を作成して医療関係者の日常業務に生かしていただくことを目的といたしました。

本書は「地域ケア・クイックマスター」と名付け、医療関係者として知っておきたい、介護保険制度改正点のポイント、医療と介護の給付調整通知、介護報酬の概要についてとりまとめました。

第1部「2015年度から段階的に実施される介護保険制度改革」では、2015年4月から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所者が、原則要介護3以上に限定されたこと。2015年8月から2割負担の利用者が誕生すること等を取りまとめました。

第2部「診療報酬と介護報酬の関連性および相違点のポイント」では、退院日に算定不可となっている通所リハビリテーションサービス等の取扱いや、介護老人福祉施設入所者への医療保険給付のポイントを取りまとめています。

第3部「介護報酬クイックマスター」の構成は、医療関係者として知っておきたい、2015（平成27年）年度4月改定時の介護報酬単位と算定上の取扱いを即座に理解できるようにする機能に重点を絞っています。また、介護報酬改定の内容をより理解しやすくするために、各項目の巻頭に「改正点のポイント」を取りまとめています。

記載内容についても併算定ができない項目や主な算定対象者、給付費明細書作成時の留意点等の「重要と思われるもの」を優先的に取り込んでいます。また、紙面の都合上、人員基準や施設基準については改正点を除き原則省略しており、本書に掲載されていない項目もありますので、それらの内容に関しては厚生労働省の告示・通知等でご確認いただきますようお願い申し上げます。

第3部の主な構成は前述のとおりですが、全体を従来の「居宅サービス」「施設サービス」「地域密着型サービス」「居宅介護支援」の4分類に加え、関連の共通項目を設けることで厚生労働省の告示・通知の内容を「分かりやすく」表現するとともに、医療関係者に関連する内容を可能な限りまとめて記載する等、「使いやすさ」に重点をおいています。また、訪問看護・訪問リハビリテーション等の予防と介護サービスの報酬および加算が同額なものについては、例）訪問看護（介護予防）として1項目にまとめております。

なお、第3部は2015年6月1日時点での情報や同日現在までの疑義解釈通知等で作成していますので、それ以降発出された疑義解釈通知等ご留意いただきたくよろしくお願い申し上げます。

2015年9月吉日

ヒューマンライフケア(株) メディカルケア事業戦略室 顧問  
(メディカル・テン代表) 宮坂佳紀

# 第 1 部

## 2015（平成27年）年度から段階的に実施される介護保険制度改革

### 1. 利用者負担の引上げ

2015年4月より次のとおり段階的に利用者負担などが引上げられる。

参考 2015年度介護報酬改定に伴う実施項目と実施時期

実施時期	項目	概要	留意点
2015年4月	低所得者保険料軽減策実施	負担能力に応じた保険料減免を行い、減免分を公費により補填	保険料6段階を9段階に区分。市町村民税本人課税対象者（中高所得者）は保険料増額となる。
	介護老人福祉施設ホーム入所者は要介護3以上に限定	4月1日以降の新規入所者は特例を除き要介護3以上のみ	4月1日以降の入所者で特例非該当者は要介護度改善により介護老人福祉施設より退所を余儀なくされる。
	介護保険3施設の多床室（個室以外）の光熱水費が自己負担に	1日50円	保険料1となる段階（低所得者）は介護報酬から補足給付となる。
2015年8月	一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ	1割から2割負担へ。中高所得の負担増	前年度所得により負担割合2割になるも高額介護サービス費上限44,400円に引上げ。例外として37,200円の者も該当あり。
	介護保険3施設入所者の食費・居住費の補足給付要件に資産が該当	1人1,000万円以上の貯蓄等がある場合は非該当に	申請日の2カ月前の貯金通帳の写しを添付して、自己申請する。タンス預金も対象となる。
	介護老人福祉施設ホーム入所者に限定	多床室料が自己負担化	1日470円（保険料3段階以下は介護報酬から補足給付となる）。
2016年8月	介護保険3施設入所者の食費・居住費の補足給付要件に遺族年金・障害年金が該当	例えば、課税の公的年金が少額でも非課税の遺族年金等の額を考慮	低所得者である保険料2段階の入所者が3段階なみの負担増となる。
2017年度～2018年度をめぐり	全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取組む地域支援事業に移行	介護保険給付から除外。介護報酬減額、利用者負担は増額。	2017年度から更新の予防給付者は初年度は予防継続、翌年度から移行。新規対象者も地域支援事業を希望しなければ翌年度より移行される。

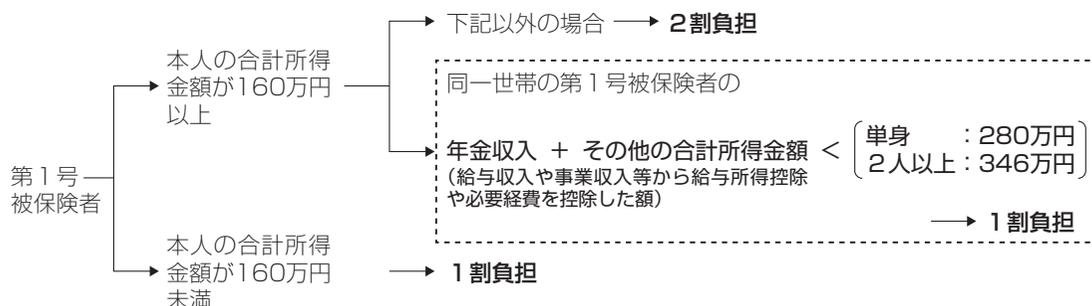
（1）2割負担の対象者が出現（第1号被保険者である65才以上のみが対象）

2015年8月より次の判定基準をもって2割負担の利用者が出現する。介護保険証とは別に負担割証が交付される。

介護保険の自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準

介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者は、基本的に1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額<sup>※1</sup>により判定を行い、世帯の中でも基準以上（160万円以上<sup>※2</sup>、年金収入に換算すると280万円以上）の所得を有する者のみ利用者負担を引き上げられる。

しかし、その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった年金収入以外の収入を中心とする場合は、実質的な所得が280万円に満たないケースがある夫婦世帯の場合には、配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあることから、**下図**のように、その世帯の1号被保険者の年金収入等と、その他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円<sup>※3</sup>未満の場合は、自己申告のうえ1割負担に戻る。



- ※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額
- ※2 第1号被保険者の上位20%に該当
- ※3 280万円 + 5.5万円(国民年金の平均額) × 12 = 346万円

（2）高額介護サービス費の月額上限が見直し（第1号被保険者である65才以上のみが対象）

2割負担となっても高額介護サービス費は44,400円の者と37,200円の者に二分される。2割負担の所得と同一世帯の所得により高額介護サービス費の上限が異なる。本制度は申請主義である。なお、4月以降保険証と負担割証（1割か2割負担かを区分）の2枚をもつ利用者が出現するため、未収金に留意しなければならない。

①基準

- 同一世帯内の第1号被保険者に現役並み所得相当の者がいる場合に、その世帯の負担の上限額が44,400円となる。
- 現役並み所得相当の者の基準（政令で規定）は、高齢者医療と同様とし課税所得145万円以上。
- ただし、課税所得145万円以上の場合でも、同一世帯内の第1号被保険者の収入が

	自己負担限度額（月額）
現役並み所得相当	44,400円（世帯）
一般	37,200円（世帯）
市町村民税世帯非課税等	24,600円（世帯）
年金収入80万円以下等	15,000円（個人）

1人のみの場合383万円

2人以上の場合520万円

これに満たない場合には、一般に戻され勸奨上限の37,200円となる。

## ②申請主義と申請勸奨

○前年の収入により判定するため、被保険者による申請勸奨が必要。

○次のいずれにも該当する者に申請勸奨される（課税情報を把握した後の例年7月頃）。

- ・世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる\*。
- ・世帯内に要介護（支援）認定を受けている者がいる。

\*年金収入+その他の合計所得金額により、収入が383万円（2人以上の場合520万円）以上となることが自明である場合は、申請勸奨の対象とする必要はない。

○申請により基準を下回る場合は、申請月の翌月初日から上限が37,200円に変更となる。

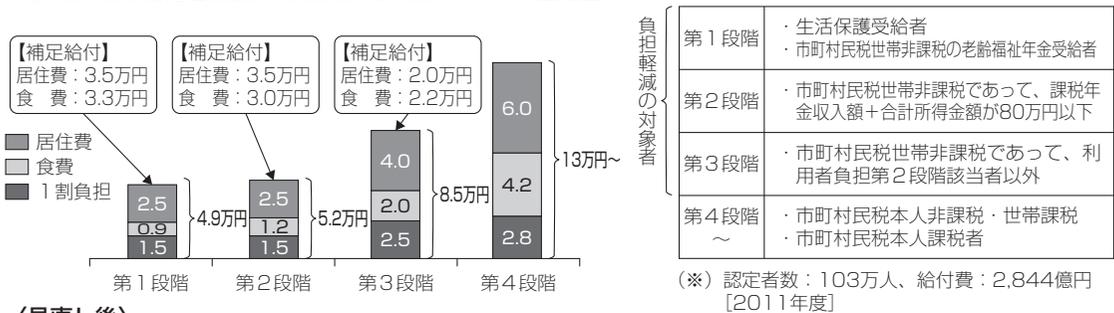
## (3) 補足給付の見直し

2015年8月より介護保険施設入所者の補足給付に預貯金等が勘案される。届出月2月前の預金通帳等の写しをもって自己申告となる。

施設入所等にかかる費用のうち、食費および居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申告に基づき、補足給付を支給し負担を軽減されている。

しかし、福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平との意見があり、資産を勘案する等の見直しが実施された。

### (参考) 補足給付と施設利用者負担の関連※ユニット型個室の例



### (見直し後)

- 預貯金等

→ 一定額超の預貯金等（単身では1,000万円超、夫婦世帯では2,000万円超程度が対象）がある場合には、対象外。→本人の申告で判定。金融機関への照会、不正受給に対するペナルティ（加算金）を設けている
- 配偶者の所得

→ 施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外
- 非課税年金収入

→ 2016年8月より、補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案される